

(平成30年3月)

都市計画公園緑地内における建築制限の緩和について

都市計画公園緑地内で建築を行う場合には、都市計画法第53条・第54条の規定により、「階数が2階以下で地階を有さず、主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除却できるものに限る」という建築制限がありますが、本市では平成2年より、一部の区域で3階建ての建築を許可するという特例的な取り扱い（建築制限の緩和）を行っています。

平成30年3月より、緩和対象区域及び緩和の内容について以下のような取り扱いに変更します。

1. 特例の対象区域

- (1) 名古屋市が事業主体となる都市計画公園緑地のうち、
 - ア 「長期未整備公園緑地の整備プログラム（第2次）」において、「事業化」、「計画存続」、「借地対応」又は「概成」と定められていること。
 - イ 「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針（第2次）」において、「削除検討」と定められていること。
 - ウ 「長期未整備公園緑地の整備プログラム（第2次）」において、「買収・整備を必要としない区域」と定められていること。
- (2) 愛知県が事業主体（愛知県尾張建設事務所都市整備課 TEL961-1432）となる都市計画公園緑地のうち、同県が認める区域

2. 緩和の内容

- (1) 1. 特例の対象区域のうち、ア、イ及び(2)の区域については、建築物の階数を3階まで緩和する。
- (2) 1. 特例の対象区域のうち、ウの区域については、寺院、神社の用に供される場合、法第54条の基準によらず許可できるものとする。

3. 注意事項

対象区域については、適宜、見直しを行ってまいります。

※対象区域の詳細については、「長期未整備公園緑地等位置図」を参照のうえ、下記の都市計画課までご確認ください。

4. 特例を受ける場合の申請

「都市計画公園緑地内での建築許可の特例について」をご覧ください。開発指導課へお尋ねください。

問い合わせ先：(対象区域) 住宅都市局都市計画部都市計画課 TEL972-2714
(申請関係) 住宅都市局建築指導部開発指導課 TEL972-2770